

## 相模小学校及び神田小学校の通学区域の変更について

## 1 前提

平塚市立小学校・中学校では、学校ごとに通学区域を定める学区制を採用し、お住まいの地域により入学、通学の学校を指定しております。

現在、大神地区内ではツインシティ大神地区土地区画整理事業が進められており、かねてから課題であった相模小学校と神田小学校の隣接状態の解消や、今後の児童の増加等に対応するため、相模小学校が田村から大神へ移転することとなりました。

## 2 変更内容

相模小学校移転（平成〇〇年〇月予定）にあたり、現在の相模小学校の通学区域である田村4丁目8～37番、6丁目9～26番、8丁目4～7番、23～25番、9丁目を、神田小学校の通学区域とします。

## 現在

相模小学校・・・大神・吉際・田村4丁目8番～37番・田村6丁目9番～26番  
・田村8丁目4番～7番、23番～25番・田村9丁目  
神田小学校・・・田村1丁目～3丁目・田村4丁目1番～7番・田村5丁目  
・田村6丁目1番～8番・田村7丁目・田村8丁目1番～3番、  
8番～22番・四之宮7丁目

## 変更（平成□□年□月）後

相模小学校・・・大神・吉際  
神田小学校・・・田村・四之宮7丁目

## 3 変更による効果

相模小学校移転に伴い、田村地区の一部を神田小学校通学区域へ編入することにより、変更区域に住んでいる児童の通学時間、通学距離の適正が図られ、通学の安全性を高めることができます。

神田小学校においては通学区域の拡大により児童数増加が見込まれ、相模小学校においては児童数が一時的に減少すると想定されますが、ツインシティ大神地区の住民増により児童数も増加に転じ、両校ともに適正な規模を保つことができます。

また、田村地区は、2つの異なる小学校へ通学区域が指定されており、田村地区の児童の通学区域を神田小学校へ一本化することで自治会等地域活動が統一され、改善が図られます。

#### 4 変更時期

相模小学校移転は平成〇〇年〇月を予定しておりますが、通学区域の変更は平成□□年□月となります。

#### 5 教育的配慮及び手続きについて

通学区域の変更により、児童はもとより保護者、地域の方にも御負担がかかることが想定されます。

そこで、通学区域が「相模小学校から神田小学校に変更される地域」(田村4丁目8番～37番・田村6丁目9番～26番・田村8丁目4番～7番, 23番～25番・田村9丁目にお住まいの在校生及び未就学児等)については、次のような配慮をさせていただくことにより、その負担軽減を図ります。

##### (1) 通学区域の変更前

###### 未就学児

指定校は相模小学校ですが、希望される場合は神田小学校に入学することができます。教育委員会から入学前にお知らせしますので、手続きしてください。

###### 市外や学区外から転入する児童

指定校は相模小学校ですが、希望される場合は神田小学校に転入学することができます。転入にあたって、手続きしてください。

##### (2) 通学区域の変更後

###### 相模小学校在校生

卒業まで相模小学校、移転後の相模小学校へ通い続けることができます。該当する方には学校を通じてお知らせしますので、手続きしてください。

###### 未就学児 (兄または姉が既に相模小学校に通学している方に限る)

指定校は神田小学校ですが、希望される場合は、相模小学校に入学し卒業まで通い続けることができますので、手続きしてください。